

厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領（令和7年度版）

1. 厚生労働省「ものづくりマイスター制度」概要

「ものづくりマイスター制度」とは、高度な技能を持ったものづくりマイスターが、技能競技大会の競技課題等を活用し、中小企業や教育訓練機関で広く若年技能者への実技指導等を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものである。

ものづくりマイスターは、建設系、製造系及びIT系等の分野で、中小企業・業界団体、工業高校等の教育訓練機関の若年者に実技指導を行う。

（実技指導の例）

- ① 熟練技能の継承のため、例えば若手社員に工作機械（汎用機）で加工する技能を習得する指導
- ② 工業高校のカリキュラムに合わせ、実務経験豊富な技能者から実技指導を受け、生徒の技能習得の効果を高める指導
- ③ 熟練技能者が持つ、機械に置き換えることができないカン・コツを若手技能者に継承させる指導
- ④ ウェブデザインの技能レベルの向上を図るため、技能検定の試験課題を活用した指導
- ⑤ 技能五輪全国大会の課題を活用して、生徒がクラウドコンピューティングについての高い技能を段階的に習得するための指導
- ⑥ 既存の社内データの見直し、適切なビッグデータの収集や加工の方法、分析等までができる若手社員育成のための指導
- ⑦ 組織内におけるITリテラシーの向上を図るための指導
- ⑧ 職種の特性に応じた、DXの利活用による生産効率の改善に関する指導（DX技術を用いた改善指導 ※）
- ⑨ 技能の習得に加え、ものづくりや建設の現場における生産性向上のための改善指導（DX技術を用いない改善指導 ※）

※ 令和4年10月より類型化していたものづくりマイスター、ものづくりマイスター（+DX）及びものづくりマイスター（IT部門）を、令和7年度から「ものづくりマイスター」として1つに統合する。

※ 技能の実技指導に加え、生産性向上のための改善指導（DX技術を用いる範囲又はDX技術を用いない範囲）が可能なものづくりマイスターについては、DX技術を用いる又はDX技術を用いない改善指導が可能なものづくりマイスターとしてそれぞれ登録する。

※ 本事業におけるDX技術を用いた改善指導は、DX技術を用いた高度な改善指導に加えて、デジタル技術を活用した業務改善を図っていくための知識・技能を身に付け活用するレベルのものであって、生産工程自体の見直し等企業の事業モデルの変革や根本的な生産ラインの改善等経営判断が求められる程度に及ばない指導も含むものであること。

※ 実施要領第3の3(2)イの（注1）において「ワード、エクセル等のオフィスソフトウェアの使用方法など事務・事業を行う上で一般的に必要な知識・技能の付与を目的とする派遣指導は行わないこと。」とされているが、エクセルやノーコードツール等を用いて具体的に業務の効率化を図る指導は一般的に必要な知識・技能の付与を目的とする指導に該当せず実施が可能であること。

2. 実施体制

- (1) 中央技能振興センター（以下「センター」という。）は、ものづくりマイスターの認定・登録及び「ものづくりマイスター認定・登録システム」（以下「システム」という。）の管理・運営を行う。
- (2) 地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）は、ものづくりマイスターの掘り起こし・募集・申請書類の確認・センターへの取次ぎ及び結果通知・認定証交付・派遣コーディネートを行う。

3. ものづくりマイスターの認定・登録

- (1) 本認定申請要領別表第1左欄各号に掲げる職種（別表第1（1～113）（500～505））（以下「対象職種(1)」という。）については、次の①から④までのすべての要件を満たす者とする。

① 次のアからキまでのいずれかに該当すること

ア 別表第1の左欄各号に掲げる職種の特級、1級又は単一等級の技能士

イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表第1の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞以上）

ウ 高度熟練技能者のうち対象職種(1)に該当するもの（高度熟練技能者…長年の経験と工夫を重ねることにより培われた優れた熟練技能を活かし、先端医療用の精密測定機器の組立てや自動車の試作エンジン部品の加工に携わるなど、世界に誇る日本のものづくりの発展を担ってきた方々であり、厚生労働省が平成10年度～平成21年度に認定）

エ 卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター（※）及びその他これらに相当する熟達した技能者のうち認定対象職種（対象職種(1)）に該当するもの。なお、卓越した技能者（現代の名工）については、認定対象職種に該当しない職種も対象とする場合がある。

※ 更新制度があるため、資格が有効期間内であること。

オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定1級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種（対象職種(1)）に該当するもの

カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により、1級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち、対象職種(1)に該当するもの

キ 別表第2の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者

② 対象職種(1)に関する実務経験が15年以上あること。

ただし、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者のうち、対象職種(1)に該当する者については実務経験要件を免除する。

③ 対象職種(1)に関する実技指導経験（概ね1週間以上の継続的な指導であり、ものづくり体験教室のように1日限りの指導は含まない）が複数回あり、各地域技能振興コーナー長の判断により、実技指導ができると認められた者であること。（実技指導経験は②の実務経験期間と重複して構わない。なお、実技指導のコーディネートにおいて参考となるため、指導経験歴記録書（認定申請書別紙1-1）を提出すること。）

ただし、職業訓練指導員免許保持者（原則として認定対象職種に対応する職業訓練科とする：参考資料参照）、卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者のうち認定対象職種に該当する者については、実技指導経験要件を免除する。（なお、これらの者についても、実技指導のコーディネートにおいて参考となるため、指導経験歴記録書（認定申請書別紙1-1）を提出すること。）

④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること。

(2) 別表第1左欄各号に掲げる職種(別表第1(201)～(212)に掲げる職種)(以下「対象職種(2)」という。)については、次の①から④までのすべての要件を満たす者とする。

- ① 以下のいずれかに該当する者(対象職種(2)ごとの認定基準に該当する資格は、別表第3を参照)
 - ア 技能検定(ウェブデザイン)1級
 - イ ITSS(※)のスキル習熟度レベル4以上及び高度IT人材に相当する情報技術関連の資格を有すること。
 - ウ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、ITネットワークシステム、ウェブデザインの成績優秀者(銅賞以上)
 - エ 技能五輪国際大会の競技職種のうち、業務用ITソフトウェア・ソリューションズ、ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、モバイルアプリケーション開発、3Dデジタルゲームアートの成績優秀者(敢闘賞以上)であること。
- ② 対象職種(2)に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること。
- ③ 対象職種(2)に関する実技指導経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること(②の実務経験期間と重複して構わない。指導経験歴記録書(認定申請書別紙1-2)を提出。))

なお、職業訓練指導員免許保持者(原則として認定対象職種に対応する職業訓練科とする:参考資料参照)については、実技指導経験要件を免除する。(なお、これらの者についても、実技指導のコーディネートにおいて参考となるため、指導経験歴記録書(認定申請書別紙1-2)を提出すること。)

ただし、「ITコーディネータ」資格により認定申請する場合は、職業訓練指導員免許保持者であっても実技指導経験要件免除の対象外とする。
- ④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者
(※) ITスキル標準:経済産業省が定めている個人のIT関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化しIT人材に求められるスキルやキャリア(職業)を示した指標。(別紙)

(3) 申請資格

次の要件を満たしていることを申請資格とする。

- ① 応募時に企業等に所属している者は代表者又は所属長、それ以外の者は第三者(いずれも二親等以内の親族関係にある者及び個人名のみを推薦を除く。)から、ものづくりマイスターとして推薦を受けられること。
- ② プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

(4) 付帯事項

ものづくりマイスターの認定要件を満たしている者 のうち、「DX技術を用いた改善指導」又は「DX技術を用いない改善指導」の役割の付加を希望する者について、次頁のとおり、該当する申告書を提出する。

類型	改善指導の種別		備考
	DX技術を用いた改善指導	DX技術を用いない改善指導	
ものづくりマイスター(対象職種(1)に該当する職種)			
下記※以外	<ul style="list-style-type: none"> ・「DX技術・知識等に関する申告書」(認定申請書別紙2) ・「改善活動等実績申告書」(認定申請書別紙3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改善活動等実績申告書」(認定申請書別紙3) 	
※特級技能士、卓越した技能者(現代の名)、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者の資格要件により、ものづくりマイスターの申請を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・「DX技術・知識等に関する申告書」(認定申請書別紙2) 	—	※の要件により申請を行う者の場合、「改善活動等実績申告書」(認定申請書別紙3)の提出は免除。
ものづくりマイスター(対象職種(2)に該当する職種)	<ul style="list-style-type: none"> ・「DX技術・知識等に関する申告書」(認定申請書別紙2) ・「改善活動等実績申告書」(認定申請書別紙3) 	—	I T職種の場合は、「DX技術を用いない改善指導」は該当しない。

(5) 認定・登録方法

- ① ものづくりマイスター(対象職種(1)に該当する職種)の認定希望者は、「ものづくりマイスター認定申請書(様式第1号)」を、ものづくりマイスター(対象職種(2)に該当する職種)の認定希望者は「ものづくりマイスター(I T職種)認定申請書(様式第2号)」(以下「申請書」という。)に所定の事項を記入し、在職者の場合は事業所所在地、在職者でない者の場合は居住地のコーナーへそれぞれ提出し申請することを原則とする。
- ② コーナーは、上記①の申請書やその他添付資料について必要事項が記載されているか(認定基準、申請資格に合致しているかどうか等)を確認のうえ、「申請書」のコーナー使用欄に必要事項を記入して、申請書写しを保存する。なお、申請書上で確認が困難である場合は、認定希望者と面談のうえ、確認すること。
申請書の写しについては、認定の可否に関わらずコーナーで保存するとともに、個人情報情報の取扱い等に注意すること。
- ③ ものづくりマイスターの認定・登録等は、次の手順をもって完了する。
 - ア コーナーは、「申請書」のコーナー使用欄に必要事項を記入のうえ、「申請書」の原本に「ものづくりマイスター認定・登録システム」により作成した「ものづくりマイスター候補者台帳(様式第3号)」、「ものづくりマイスター候補者台帳(I T職種)」(様式第5号)を添えて、センターが定める期日までにセンターへ提出する。
なお、ものづくりマイスター(I T職種以外)の場合で、「DX技術を用いた改善指導」の役割の付加を希望する場合は、「ものづくりマイスター(D X技術を用いた改善指導)候補者台帳(様式第4号)」を併せて提出することとし、ものづくりマイスター(I T職種)の場合で、「DX技術を用いた改善指導」の役割の付加を希望する場合は、「ものづくりマイスター候補者台帳(I T職種)」(様式第5号)の備考欄にその旨記載のうえ提出する。
 - イ センターは、提出された「申請書」に基づいて審査委員会に諮り認定の可否を決定し、認定者の記載事項及び認定番号を「ものづくりマイスター認定・登録システム」に登録するとともに、「ものづくりマイスター認定証(様式第6号)」をコーナーに送付する。
 - ウ コーナーは、認定番号を「申請書」の写し右上の当該欄に記入(以降、この認定番

号により管理する。) した上で、「ものづくりマイスター認定結果通知」(様式第7号)により認定結果を通知するとともに、センターから送付された認定証の交付を行う。

また、認定に至らなかった者には「ものづくりマイスター認定結果通知」(様式第8号)により通知を行う。

エ 認定されたものづくりマイスターは、認定後速やかに指導技法等講習を受講するものとし、コーナーはその受講状況を随時「指導技法等講習受講状況報告書」(様式第9号)によりセンターに報告する。

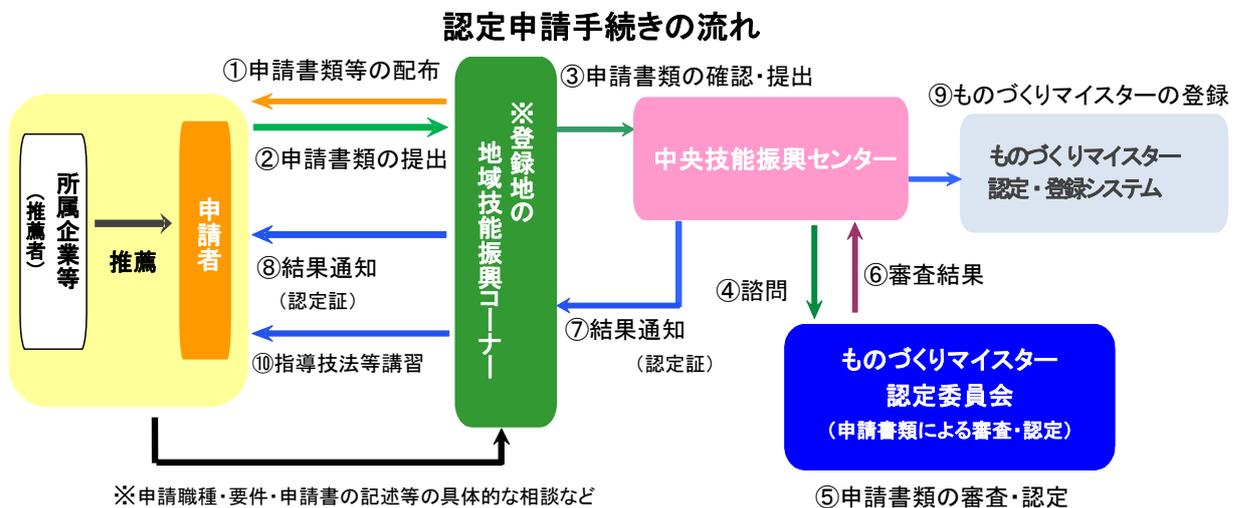
なお、次に該当する者は指導技法等講習の受講を免除することができる。

- | | |
|---|------------------------------|
| ① | 職業訓練指導員講習(48時間講習修了者) |
| ② | 職業訓練指導員免許保持者 |
| ③ | 高度熟練技能者活動経験者 |
| ④ | 特級技能士 |
| ⑤ | 技能継承等インストラクター研修修了者(平成21年度実施) |
| ⑥ | 卓越技能者(現代の名工) |
| ⑦ | 全技連マイスター |
| ⑧ | ⑥⑦に相当する熟達した技能者 |

オ コーナーは、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の腕章・ワッペンを管理するとともに、派遣に際してはものづくりマイスターにそれらを貸与する。

また、ものづくりマイスターから、「ものづくりマイスターシンボルマーク」の電子データを求められた場合、コーナーは当該データをシステムから交付する。

※ 腕章は、指導内容によっては、機械に巻き込まれるなど危険が生じる可能性がありますので、状況に応じて、マイスターに注意喚起をお願いいたします。



(6) 登録内容の変更

① コーナーは、派遣等依頼時又は(7)①の確認時などの機会に、ものづくりマイスターの登録情報について変更の有無等を確認する。

登録情報に変更があった場合には、コーナーはセンターに対し、その内容を連絡すること。

② ものづくりマイスターは、登録内容に変更が生じた場合、申請種別欄の変更欄にチェックした「申請書」(以下「申請書(変更)」という。)を速やかに登録したコーナーへ提出する。

- ③ 「申請書(変更)」には、必須項目(申請種別、認定番号、氏名)及び変更する項目のみ記載すること。
- ④ 本人の責によらない軽微な変更(住所表示変更等)については、コーナーが代行して差し支えない。その場合はコーナー使用欄の備考に明記のこと。
- ⑤ ものづくりマイスターから、認定対象職種に該当する可能性のある、卓越した技能者(現代の名工)、全技連マイスター及びこれらに相当する熟達した技能者に対する表彰又は認定を受けた旨の申し出があった場合は、変更申請を受け付ける。
- ⑥ コーナーは、「申請書(変更)」の写しを保存し、原本をセンターへ提出する。

(7) 登録の解除

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を解除する。

- ① 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合(過去3年間に1度も活動実績がない場合には、本人に活動継続の意志を確認する。)
- ② 申請内容に虚偽が判明し、悪質と判断された場合
- ③ ものづくりマイスター本人から、登録取消しの申し出があった場合
なお、コーナーは上記①～③の事案が発生した場合は、「登録の解除にかかる報告書」(様式第10号)をセンターへ提出する。

(8) 公表(令和7年度システム改修後に非公開とする予定)

ものづくりマイスターの情報提供として、認定対象職種及び「申請書」に記載された事項のうち、次の内容をホームページ上で公開する。

- ① 氏名及び性別
- ② 登録地(都道府県名)
- ③ 所属企業名及び所在地(市区町村まで)
- ④ 技能に係る主な取得資格・免許等(技能検定職種・作業名は現在の呼称で統一)
- ⑤ 得意とする指導内容
- ⑥ 活動条件
- ⑦ 主な技能指導実績

(WEB上で環境依存文字となる漢字は、JIS X 0213に収録されている漢字[JIS第一～第三水準の漢字及び第四水準の漢字の一部]で表示する。)

(9) 個人情報の扱い

収集した個人情報は、個人情報保護法等に基づき受託者が定めるものにより適切に管理すること。

4. その他

(1) 経過措置

令和7年度までの経過措置として、対象職種(1)は旧ものづくりマイスターの認定要件を満たす場合には、申請を可能とする。

なお、その場合であっても、本申請要領に定める様式を用いること。

また、旧認定要件を形式的には満たしている場合であっても、例えば、実技指導経験が体験教室の講師のみであるなど、3.(1)③に定める要件を鑑みて、実技指導経験が十分でないと思われる場合には、認定されないので留意すること。

(2) 本要領により判断のできない事案の協議

本要領により判断のできない事案が生じた場合は、その都度、センターを通じ厚生労働省あて協議すること。

5. 様式等

(1) ものづくりマイスター認定申請書	様式第1号
(2) ものづくりマイスター認定対象職種コード表	様式第1号-2
(3) ものづくりマイスター(I T職種)認定申請書	様式第2号
(4) ものづくりマイスター(I T職種)認定対象職種コード表	様式第2号-2
(5) ものづくりマイスター候補者台帳	様式第3号
(6) ものづくりマイスター(D X技術を用いた改善指導)候補者台帳	様式第4号
(7) ものづくりマイスター(I T職種)候補者台帳	様式第5号
(8) ものづくりマイスター認定証	様式第6号
(9) ものづくりマイスター認定結果通知	様式第7号
(10) " (認定に至らず)	様式第8号
(11) 指導技法研修受講状況報告書	様式第9号
(12) 登録の解除にかかる報告書	様式第10号
(13) 指導経歴記録書「ものづくりマイスター」申請用	認定申請書別紙1-1
(14) 指導経歴記録書「ものづくりマイスター(I T職種)」申請用	認定申請書別紙1-2
(15) D X技術・知識等に関する申告書	認定申請書別紙2
(16) 改善活動等実績申告書	認定申請書別紙3

平成 25 年 6 月 18 日制定
平成 26 年 5 月 19 日改正
平成 26 年 9 月 26 日改正
平成 27 年 4 月 21 日改正
平成 28 年 4 月 15 日改正
平成 29 年 4 月 5 日改正
平成 30 年 4 月 10 日改正
平成 31 年 4 月 15 日改正
令和 2 年 3 月 17 日改正
令和 3 年 3 月 31 日改正
令和 4 年 10 月 1 日改定
令和 5 年 5 月 15 日改定
令和 5 年 11 月 15 日改定
令和 6 年 5 月 15 日改定
令和 7 年 5 月 7 日改定

別表第1

ものづくりマイスター 認定対象職種（対象職種（1））

ものづくりマイスター認定対象職種名	技能五輪全国大会の競技職種
(1) 造園	造園
(2) さく井	
(3) 金属溶解	
(4) 鋳造	
(5) 鍛造	
(6) 金属熱処理	
(7) 粉末冶金	
(8) 機械加工	精密機器組立て
	旋盤
	フライス盤
(9) 非接触除去加工（旧放電加工）	
(10) 金型製作	
(11) 金属プレス加工	
(12) 鉄工	構造物鉄工
(13) 建築板金	
(14) 工場板金	自動車板金
	曲げ板金
(15) めっき	
(16) アルミニウム陽極酸化処理	
(17) 溶射	
(18) 金属ばね製造	
(19) ロープ加工	
(20) 仕上げ	機械組立て
	抜き型
(21) 切削工具研削	
(22) 機械検査	
(23) ダイカスト	
(24) 機械保全	
(25) 電子回路接続	
(26) 電子機器組立て	電子機器組立て
(27) 電気機器組立て	工場電気設備
(28) 半導体製品製造	
(29) プリント配線板製造	
(30) 自動販売機調整	
(31) 産業車両整備	
(32) 鉄道車両製造・整備	
(33) 光学機器製造	
(34) 複写機組立て	
(35) 内燃機関組立て	
(36) 空気圧装置組立て	
(37) 油圧装置調整	

ものづくりマイスター認定対象職種名	技能五輪全国大会の競技職種
(38) 縫製機械整備	
(39) 建設機械整備	
(40) 農業機械整備	
(41) 冷凍空気調和機器施工	冷凍空調技術
(42) 染色	
(43) ニット製品製造	
(44) 婦人子供服製造	洋裁
(45) 紳士服製造	
(46) 和裁	和裁
(47) 寝具製作	
(48) 帆布製品製造	
(49) 布はく縫製	
(50) 機械木工	
(51) 木型製作	木型
(52) 家具製作	家具
(53) 建具製作	建具
(54) 紙器・段ボール箱製造	
(55) プリプレス	
(56) 印刷	
(57) 製本	
(58) プラスチック成形	
(59) 強化プラスチック成形	
(60) 陶磁器製造	
(61) 石材施工	石工
(62) パン製造	
(63) 菓子製造	洋菓子製造
(64) 製麺	
(65) ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
(66) 水産練り製品製造	
(67) みそ製造	
(68) 酒造	
(69) 情報配線施工	情報ネットワーク施工
(70) 建築大工	建築大工
(71) 枠組壁建築	
(72) かわらぶき	
(73) とび	とび
(74) 左官	左官
(75) 築炉	
(76) ブロック建築	
(77) エーエルシーパネル施工	
(78) タイル張り	タイル張り
(79) 畳製作	
(80) 配管	配管
(81) 厨房設備施工	
(82) 型枠施工	

ものづくりマイスター認定対象職種名	技能五輪全国大会の競技職種
(83) 鉄筋施工	
(84) コンクリート圧送施工	
(85) 防水施工	
(86) 樹脂接着剤注入施工	
(87) 内装仕上げ施工	
(88) 熱絶縁施工	
(89) カーテンウォール施工	
(90) サッシ施工	
(91) 自動ドア施工	
(92) バルコニー施工	
(93) ガラス施工	
(94) ウェルポイント施工	
(95) テクニカルイラストレーション	
(96) 機械・プラント製図	機械製図
(97) 電気製図	
(98) 金属材料試験	
(99) 貴金属装身具製作	貴金属装身具
(100) 印章彫刻	
(101) 表装	
(102) 塗装	
(103) 路面標示施工	
(104) 広告美術仕上げ	
(105) 義肢・装具製作	
(106) メカトロニクス	メカトロニクス
(107) 電気溶接	電気溶接
(108) 電工	電工
(109) 自動車工	自動車工
(110) 車体塗装	車体塗装
(112) 時計修理	時計修理
(113) シーケンス制御	
(500) プライダルコーディネート	
(501) レストランサービス	レストランサービス
(502) ビルクリーニング	
(503) フラワー装飾	フラワー装飾
(504) 西洋料理	西洋料理
(505) 日本料理	日本料理
(201) ウェブデザイン	ウェブデザイン
(202) I Tネットワークシステム管理	I Tネットワークシステム管理
(203) グラフィックデザイン	グラフィックデザイン
(204) 業務用 I Tソフトウェア・ソリューションズ (旧オフィスソフトウェア・ソリューション)	業務用 I Tソフトウェア・ソリューションズ
(205) ロボットソフト組込	移動式ロボット、自立移動ロボット
(207) クラウドコンピューティング	クラウドコンピューティング
(208) サイバーセキュリティ	サイバーセキュリティ

ものづくりマイスター認定対象職種名	技能五輪全国大会の競技職種
(209) モバイルアプリケーション開発	モバイルアプリケーション開発
(210) 3Dデジタルゲームアート	3Dデジタルゲームアート
(211) AI・機械学習	
(212) データサイエンス（ビッグデータ）	

※職種番号は、連続になっておりませんのでご注意ください。

別表第2

ものづくりマイスター 認定要件

ものづくりマイスター認定対象職種名	要件
(107) 電気溶接	(一般社団法人) 日本溶接協会が実施する全国溶接技術競技会の成績優秀者（優秀賞まで）
	(一般社団法人) 軽金属溶接協会が実施する全国軽金属溶接技術競技会の成績優秀者（第1種～第3種の競技種目いずれかの準優勝まで）
	(一般社団法人) 日本溶接協会が実施する日本溶接協会マイスター（溶接技術者）の認定を受けている者であること
(108) 電工	電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた、電気機器組立て職種の特級又は一級の技能士であること
(109) 自動車工	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級小型自動車整備士であること

別表第3

ものづくりマイスター（対象職種（2））の主な関連資格

※原則として ITSS レベル 4 相当又は高度 IT 人材と認められる試験合格者、認定等保有者とする。

認定対象職種名	資格	更新制度
(201) ウェブデザイン	技能検定ウェブデザイン1級(NSPC)	無
(202) IT ネットワーク システム管理	情報処理技術者試験情報セキュリティスペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報ネットワークスペシャリスト試験(IPA)	無
	CCIE Enterprise Infrastructure(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Security(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Collaboration(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Data Center(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Enterprise Wireless(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Service Provider(Cisco)	有(3年)※
IT コーディネータ ◆	有(1年)※	
(203) グラフィックデザイン	DTP エキスパート(JAGAT) 及び★	有(2年)※
	★実務経歴書及びポートフォリオ(作品データ集)による審査有	—
(204) 業務用 IT ソフト ウェア・ソリューションズ (旧オフィスソフト ウェア・ソリューション)	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報プロジェクトマネージャ試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報システムアーキテクト試験(IPA)	無
	IT 検証技術者レベル 4(日本科学技術連盟)以上(IVIA)	無
	ソフトウェア品質技術者資格中級(JCSQE)	無
IT コーディネータ ◆	有(1年)※	
(205) ロボットソフト組 込	情報処理技術者試験エンベデッドシステムスペシャリスト試験 (IPA)	無
(207) クラウドコン ピューティング	AWS 認定 professional 以上(Amazon)	有(3年)※
	Google Cloud 認定 プロフェッショナル認定以上(Google Cloud)	有(2年)※
	Microsoft Azure Expert 認定以上(Microsoft)	有(1年)※
	IT コーディネータ ◆	有(1年)※
(208) サイバーセキュリ ティ	情報処理技術者試験情報セキュリティスペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理安全確保支援士試験情報処理安全確保支援士(IPA)	有(3年)※
	Microsoft セキュリティエンジニア Expert 認定以上(Microsoft)	有(1年)※
	CISSP(Certified Information Systems Security Professional) (ISC) ²)	有(3年)※
	CCIE Security(Cisco)	有(3年)※
	IT コーディネータ ◆	有(1年)※
(209) モバイルアプリ ケーション開発	情報処理技術者試験エンベデッドシステムスペシャリスト試験 (IPA)	無
	情報処理技術者試験情報システムアーキテクト試験(IPA)	無
	IT 検証技術者レベル 4(日本科学技術連盟)以上(IVIA)	無
	ソフトウェア品質技術者資格中級(JCSQE)	無
(210) 3D デジタルゲーム アート	CG クリエイター検定 及び★	無
	CG エンジニア検定 及び★	無
	画像処理エンジニア検定 及び★	無

認定対象職種名	資格	更新制度
	マルチメディア検定 及び★	無
	CG-ART 協会による各試験のエキスパート以上、2つ以上のエキスパート保持者(CG-ARTS マイスター認定) 及び★	無
	★実務経歴書及びポートフォリオ(作品データ集)による審査有	—
(211) AI・機械学習	Microsoft AI エンジニア Expert 認定以上(Microsoft)	有(1年)※
	E 検定(日本ディープラーニング協会)	有(2年)※
	AI 実装検定・S 級(AIEO)	無
	Professional Data Engineer (google)	有(2年)※
	AWS Certified Machine Learning(Amazon)	有(3年)※
(212) データサイエンス (ビッグデータ)	Microsoft 認定試験データサイエンティストエキスパートレベル以上	有(1年)※
	統計検定データサイエンス試験エキスパート	無

※ 更新制度がある認定、検定試験のため、各認定試験等の期限が有効期限内であることとする。

★の実務経歴書及びポートフォリオは、本人が個人又はチームで作成したプロジェクトやデータなど具体的な内容が分かるものをまとめて提出することとする。

(参考資料1及び参考資料2を参照のうえ作成すること。)

◆「ITコーディネータ」資格で認定申請する場合は、認定申請書の「従事していた業務・作業の具体的な内容」欄及び「得意とする指導内容」欄に、認定対象職種に関するIT技能の保有、活用の詳細を具体的に記入すること。

また、指導経歴記録書(認定申請書別紙1-2)の提出を必須とする。(IT技能の実技指導の内容を成果も含めて具体的に記入すること。)

(「ITコーディネータ」資格による申請用の認定申請書様式及び指導経歴記録書様式を別途配布するので、申請希望者は都道府県地域技能振興コーナーまでお問合せください。)